

令和 2 年

綾瀬市議会 6 月定例会追加議案

綾 瀬 市

専決処分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和2年6月3日提出

綾瀬市長 古 塩 政 由

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響及び現下の社会経済情勢に鑑み、市長等の期末手当について減額措置を講じるため、綾瀬市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正について、緊急を要し専決処分したので、報告し、承認を求めるものであります。

専 決 処 分 書

綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例について、次のとおり専決処分する。

綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例

綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（昭和43年綾瀬町条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

- 25 令和2年6月に支給される市長等の期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められる額から、市長にあつてはその10分の3に相当する額を、副市長にあつてはその10分の2に相当する額を、教育長にあつてはその10分の1に相当する額をそれぞれ減じた額とする。
- 26 前項の規定により給与の支給に当たつて減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年5月28日

綾瀬市長 古 塩 政 由

理 由

新型コロナウイルス感染症の拡大による市民生活への影響及び現下の社会経済情勢に鑑み、市長等の期末手当について減額措置を講じるため、綾瀬市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部改正について、緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。